

令和4年度第3回 理事会議事録

1 日 時 令和5年2月3日（金） 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長（読谷村長）	石 嶺 傳 實
副理事長（竹富町長）	前 泊 正 人
理事（金武町長）	仲 間 一
理事（与那原町長）	照 屋 勉
理事（南風原町長）	赤 嶺 正 之
理事（南城市長）	古 謝 景 春
理事（医師国保組合）	安 里 哲 好
常務理事（国保連合会）	座嘉比 光 雄
理事（本部町長）	平 良 武 康（書面出席）
理事（宜野湾市長）	松 川 正 則（書面出席）
理事（北中城村長）	比 嘉 孝 則（書面出席）
理事（宮古島市長）	座喜味 一 幸（書面出席）

事務局 高良事務局長、大城事務局次長、稲嶺総務課長、
川満企画電算課長、植木保険者支援課長、喜友名業務管理課長、
比嘉介護福祉課長、奥原総務課主幹、翁長保険者支援課主幹、
城間審査課主幹、下地介護福祉課主幹

4 議 題

（専決報告事項）

- 専決報告第 8号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第2回）について
- 専決報告第 9号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 専決報告第10号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第11号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 専決報告第12号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について

- 専決報告第13号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第14号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3回）について
- 専決報告第15号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 専決報告第16号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1回）について
- 専決報告第17号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について
- 専決報告第18号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第3回）について
- 専決報告第19号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4回）について
- （議決事項）
- 議案第20号 沖縄県国民健康保険団体連合会文書取扱規程の全部改正について
- 議案第21号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について
- 議案第22号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程の全部改正について
- 議案第23号 沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部改正について
- 議案第24号 沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払規則の一部改正について
- 議案第25号 沖縄県国民健康保険団体連合会保険者事務電算共同処理事業業務規則の一部改正について
- 議案第26号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金規則の制定について
- 議案第27号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
- 議案第28号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第4回）について
- 議案第29号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第5回）について
- 議案第30号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について

- 議案 第31号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計 歳入歳出補正予算（第3回）について
- 議案 第32号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 議案 第33号 令和4年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 議案 第34号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案 第35号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案 第36号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案 第37号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- ◎業務勘定
 - ◎国民健康保険診療報酬支払勘定
 - ◎公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - ◎出産育児一時金等に関する支払勘定
- 議案 第38号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ◎業務勘定
 - ◎後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - ◎公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案 第39号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ◎業務勘定
 - ◎特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案 第40号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ◎業務勘定
 - ◎介護給付費支払勘定
 - ◎公費負担医療に関する報酬等支払勘定
- 議案 第41号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- ◎業務勘定
 - ◎障害介護給付費支払勘定
- 議案 第42号 令和5年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について

- 議 案 第 4 3 号 令和 5 年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会
計歳入歳出予算について
- 議 案 第 4 4 号 理事会が推薦する「学識経験者」について
- 議 案 第 4 5 号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員を選任について
- 議 案 第 4 6 号 沖縄県国民健康保険団体連合会事務局長の同意と任命につい
て
- 議 案 第 4 7 号 令和 4 年度沖縄県国民健康保険団体連合会第 2 回通常総会の
招集について

(協議事項)

- 協 議 事 項 新会館建築について

司 会
奥原主幹

みなさま、こんにちは。

本日の司会を務めます 総務課主幹の「奥原葉子」です。

よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。

本日の資料は、5点でございます。

まず、A4横の「令和4年度第3回 理事会議案書」、

次に、「資料1 令和4年度第3回 理事会提出議案説明資料」

「資料2 新会館建築について」

「資料3 情報提供について」です。

そして、南城市の古謝市長より

「南城市慢性腎臓病重症化予防プロジェクト」

の資料がございます。以上、5点です。

不足があればお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより「令和4年度第3回 理事会」を開催いたします。

本日の出席状況は、理事出席が8名、書面出席が4名となっております。

よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月20日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、書面出席の4名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願いいたします

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

みなさん、こんにちは。

お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより、令和4年度第3回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、金武町 の 仲間 一 町長 と

与那原町 の 照屋 勉 町長 に

お願いいたします。

本日の議案は、「専決報告事項12件」、「議決事項28件」、「協議事項1件」です。

それでは、議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第8号から第19号までを一括議題とします。事務局から説明してください。

稲 嶺
総務課長

総務課長の「稲嶺安洋」です。よろしく申し上げます。

これからの説明は、資料1「提出議案説明資料」により、ご説明します。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

なお、これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位でご説明します。

それでは、1頁をお開きください。

専決報告第8号の補正は、①県から委託を受けて予防健康アプリの広報宣伝を強化するための補正、②令和3年度決算剰余金の一部を財政積立金へ積立てるための補正、③特別会計の実費弁償方式黒字分を保険者へ返還するための補正です。

その結果、予算の総額に「4,074万1千円」増額し、補正後の予算総額を「65億7,066万4千円」としました。

次に、2頁の専決報告第9号をご覧ください。

この補正は、①令和3年度決算、実費弁償方式黒字分を保険者へ返還するための補正。②保険者が使用しているシステムの改修等を行うための補正。③繰越金の一部を一般会計に繰出すための補正です。

その結果、予算の総額に「3,213万円」増額し、補正後の予算総額を「15億4,648万8千円」としました。

次に、3頁をお開きください。

専決報告第10号から4頁の専決報告第13号までの補正は、専決報告第9号の理由①と同じく、実費弁償方式黒字分を、保険者へ返還するための補正です。

その結果、専決報告第10号及び第12号は、歳入のみの補正となり補正後の予算総額に変わりはありません。

専決報告第11号は、予算の総額から「132万4千円」減額し、補正後の予算総額を「1億4,363万円」、専決報告第13号は、予算の総額に「219万5千円」増額し、補正後の予算総額を「1億1,665万1千円」としました。

喜友名
業務管理課長

業務管理課長の「喜友名均」です。よろしくお願ひします。

次に、5頁をお開きください。

専決報告第14号及び15号の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が、延長されたことに伴う補正です。

その結果、業務勘定は、予算の総額に「1,550万円」増額し、補正後の予算総額を「15億6,198万8千円」としました。

また、支払勘定では予算の総額に「10億3,600万円」増額し、補正後の予算総額を「66億1,830万6千円」としました。

次に、6頁をご覧ください。

専決報告第16号の補正は、新型コロナウイルス感染症の公費負担医療が当初の見込みを上回ったためです。

その結果、予算の総額に「2億7,000万円」増額し、補正後の予算総額を「10億4,309万6千円」としました。

稲嶺
総務課長

次に、7頁をお開きください。

専決報告第17号の改正は、国及び県の人勧に基づき勤勉手当基礎額に乗じる率及び給料表の改正で、勤勉手当基礎額に乗じる率を、令和4年12月は「100分の92.5」から「100分の102.5」へ、令和5年4月以降は「100分の102.5」から「100分の97.5」へ改めました。

川満
企画電算課長

企画電算課長の「川満達也」です。よろしくお願ひします。

次に、8頁をご覧ください。

専決報告第18号は、①沖縄県が実施する「医療施設等物価高騰対策支援事業」を本会が受託するための補正、②医療費助成事業支出金が当初の見込みを上回ったための補正です。

その結果、予算の総額に「14億5,486万5千円」増額し、補正後の予算総額を「80億2,552万9千円」としました。

次に9頁をお開きください。

専決報告第19号は、保険者間調整国保返還金支出金が当初の見込みを上回ったための補正です。

その結果、予算の総額に「4,000万円」増額し、補正後の予算総額を「16億198万8千円」としました。

なお、専決報告第8号から第19号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項並びに本会専決規程第4条第1項第13号の規定に基づき、専決処分としました。

以上、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしくお願いします。

< 進行の声あり >

それではお諮りします。

専決報告第8号から第19号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの12件は承認されました。

ただいま、ご承認いただいたうち、専決報告第17号を除く11件は総会報告事項となりますので、総会へ提出します。

次は、議決事項の審議に入ります。

議案第20号から第22号までを一括議題とします。

事務局から説明してください。

稲嶺
総務課長

11頁をお開きください。

議案第20号の改正は、文書事務の能率向上を目的として、実態に則した文言の整理及び文書管理の役割と責任を明確化するための全部改正です。

16頁をお開きください。

議案第21号の改正は、国及び県の状況を踏まえ、「子の養育休暇の拡充」及び「不妊治療特別休暇」を新設するための改正です。

17頁をお開きください。

議案第22号の改正は、育児・介護休業法の改正に伴う全部改正です。

以上、よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

お諮りします。

議案第20号から第22号までは、理事会議決事項となっています。原案どおり承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は承認されました。

次は、議案第23号から第25号までを一括議題とします。

事務局から説明してください。

植木
保険者支援課長

保険者支援課長の「植木覚」です。よろしくお願いします。

22頁をお開きください。

議案第23号の改正は、これまで特定健診業務負担金から賄っていた「国保中央会KDB以外負担金」を区分して用途を明確にするため、「KDB以外負担金」を新設し、これに伴い特定健診業務負担金を引き下げるための改正です。

次に、議案第24号の改正は、一般会計に繰出す共通経費を各特別会計から同じ基準で支出する必要があるため、同経費を賄うために手数料を引き上げるための改正です。

川 満
企画電算課長

23頁をお開きください。

次に、議案第25号の改正は、国保保険者が利用する国保事業報告システム等の運用・管理及び機器更改に係る費用を分担金として国保保険者から徴するための改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 質疑進行の声あり >

議 長

お諮りします。
議案第23号から第25号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの3件は承認されましたので、総会へ提案します。

議 長

次は、議案第26号と議案第27号を一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲 嶺
総務課長

25頁をお開きください。

議案第26号の規則の制定は、本会館が建設から40年余りが経過し、塩害等による建物の老朽化及び受託事業の拡大に伴う事務室の狭隘化、並びに今後の更なる事業拡大に向けて将来必要となる新会館建築費用に充てるための制定です。

続いて、議案第27号は、ただいま、ご説明いたしました積立金規則にのっとり、毎年度の積立額と各会計からの配分額を総会にお諮りする必要があるとございます。よって、令和4年度の積立額「9,100万円」とし、各会計からの配分基準と配分額を、この表のとおりとするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

安里 哲好
医師国保理事長

26頁の積立金ですが、年間の積立金になりますか。それとも
これまでの積立金ですか。

稲 嶺
総務課長

こちらは、年間、単年度の積立金になります。

安里 哲好
医師国保理事長

総額どのくらいまで積立てますか。

稲 嶺
総務課長

規則に規定しておりまして、第3条の6億7千万円を上限とし
て積立てする予定です。

古謝 景春
南城市長

新会館の全体の建築費用はどのくらいを見積もっていますか。

稲 嶺
総務課長

今のところ、13億4千万円を見積もっております。積立額は
この半分の額となっております。

議長

他に質疑はございませんか。
お諮りします。
議案第26号及び第27号を、承認することにご異議ありませんか

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの2件は承認されましたので、総会へ提案しま
す。
次は、議案第28号から第33号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲 嶺
総務課長

27頁をお開きください。
議案第28号から30頁の第33号までの補正は、ただいま、ご承
認いただきました議案第27号の各会計の積立額を積み立てるための
補正、及び、各会計において国の通知等に基づき、積立資産へ積立て
るための補正です。

議案第28号は、一般会計の補正で、予算の総額に「4,179万7千円
」増額し、補正後の予算総額を「80億6,732万6千円」としました。

28頁をご覧ください。

議案第29号は、「国保」の業務勘定の補正で、予算の総額に

「6,791万円」増額し、補正後の予算総額を「16億6,989万8千円」としました。

29頁をお開きください。

議案第30号は、「後期」の業務勘定の補正で、予算の総額に「3,706万3千円」増額し、補正後の予算総額を「7億425万4千円」としました。

議案第31号は、「特定健診」の業務勘定の補正で、予算の総額に「268万4千円」増額し、補正後の予算総額を「1億4,631万4千円」としました。

30頁をご覧ください。

議案第32号は、「介護」の業務勘定ですが、歳出のみの補正となり、補正後の予算総額に変更はありません。

議案第33号は、「障害者総合支援」業務勘定の補正で予算の総額に「960万円」増額し、補正後の予算総額を「1億2,625万1千円」としました。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。
議案第28号から第33号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの6件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第34号を議題とします。

事務局から説明してください。

高 良
事 務 局 長

事務局長の「高良昌英」です。よろしく申し上げます。

それでは、31頁をお開きください。

議案第34号の「I 事業基本方針」ですが、下線部分を読み上げて説明いたします。

国民健康保険制度は、この先も厳しい制度運営に迫られることが予想されます。

昨年6月に閣議決定された「骨太の方針」では、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を行政と関係機関が一丸となって進めることが定められました。

本会の財政状況については、社会保険適用拡大等による国保被保険者の減少等の影響により、審査支払手数料の収入が減少しているこ

と、また、次期国保総合システムの更改費用及びクラウド環境下における運用費用が高額となることが見込まれることなどから、依然として厳しい財政状況が続くものと推測されます。

このような中、本会の基幹業務である診療報酬審査支払事業においては、国保総合システムのクラウド対応を安全かつ確実に実施するとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査結果の不合理的な差異の解消に向けた取組みを強化し、公正性及び中立性の確保に努めます。

また、IT化の推進による診療報酬・介護給付費審査の効率化、さらに、壮年期の生活習慣病予防と高齢者のフレイル予防等の支援を積極的に実施します。

このような基本方針に基づき、保険者の負託に応えるべく次の事業を実施します。

各事業につきましては、主なものを「Ⅱの事業計画」で、各担当課長からご説明します。

稲 嶺
総務課長

それでは、32頁をご覧ください。

1番の「本会運営に関する事業」では、(1)の総会から(6)の部内監査まで規約等に基づき適正に実施します。

続いて2番は、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動に積極的に参加して参ります。

植 木
保険者支援課長

3番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で(1)から(3)の研修会等を開催して事業振興を図ります。特に(3)の③「九州地方町村(組合)国保事務担当者研修会」は九州の担当者が沖縄県に集まり開催されることをご報告いたします。

4番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、

(1)から次の頁の(3)の事業を実施します。

特に(1)国保広報共同事業の②「制度の周知・特定健診受診勧奨・健康づくり」広報の実施では、3分間番組「がんじゅうタイム」をこれまでの半年放送から通年放送にいたします。また、中学校へ訪問して国保を楽しく学んでもらう「おでかけがんじゅうタイム」が今年度大変好評でしたので、これを定例化するなど、これまでの事業の構成を大きく変えて広報効果の拡充を図ります。

もう一度、33頁をお開きください。

5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援するため、(1)から(5)の事業を実施します。

特に（５）の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進では、③の後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、実施市町村の拡大に努めてまいります。

大 城
事務局次長

事務局次長の「大城博之」です。よろしくお願いいたします。

６番の「診療報酬審査事業」では、療養担当規則、診療報酬点数表等に基づく適正な審査及び審査基準の統一並びに画面審査による効率的で公平・公正な審査を行うため（１）から（３）の事業を行ってまいります。

特に（３）特別審査対象レセプトの拡大では、琉球大学病院の入院レセプトについて、３８万点以上から３５万点以上へ対象範囲を拡大し、高額レセプトの高度専門的な重点審査を行います。

喜 友 名
業務管理課長

３４頁をご覧ください。

７番の「診療報酬支払事業等」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し県民に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済業務をはじめとする（１）から（１２）までの業務を実施します。

特に（１２）の国保総合システム等の安定運用については、令和６年２月から新しい国保総合システムが稼働しますので、同システムの安定運用に向けしっかりと準備を進めてまいります。

川 満
企画電算課長

次に、８番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」ですが、保険者に共通する事務を一元的に処理するとともに、保険者における事務の合理化を図るため、（１）から（７）までの業務を実施します。

９番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を推進することを目的に、システムの管理・運用及び導入を支援するため、（１）から（４）の事業を実施します。

比 嘉
介護福祉課長

介護福祉課長の「比嘉孝夫」です。よろしくお願いいたします。

次に、１０番の「介護保険関係事業」では、審査支払事業を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策等を支援するため、（１）から３５頁の（９）の事業を実施します。

特に（８）「介護保険広報共同事業の実施」では、

②テレビ、ラジオを活用して介護予防の啓発及び「認知症」の方や介護者への正しい理解を深めるための広域的共同事業を展開します。

また、（９）の「ケアプラン連携システム運用の実施」では、国から提供されるシステムを運用して介護事業所の事務の効率化を図り、介護受給者へのサービス向上に寄与します。

	<p>1 1 番の「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払事業を迅速的確に実施し市町村業務の軽減を図るため、(1) から (4) の事業を実施します。</p> <p>(4) の「障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務の実施」では、国のデータベース構築事業を支援し、公益目的の分析に寄与して参ります。</p>
植 木 保険者支援課長	<p>続いて1 2 番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に市町村が実施する母子保健事業を支援するため、(1) の審査支払業務を実施します。</p>
川 満 企画電算課長	<p>次に、1 3 番の医療費助成事業では、こどもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1) から (3) の事業を実施します。</p>
稲 嶺 総務課長	<p>次に1 4 番の「県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的とした県との連携事業として、(1) 及び(2) の事業を実施します。</p> <p>続いて1 5 番の「新会館建築に関すること」では、(1) 新会館建築基本構想・基本計画を策定して参ります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑がありましたら、よろしく願いします。</p> <p style="text-align: center;">＜ 進行の声あり ＞</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3 4 号は、承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜ 異議なしの声 ＞</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は承認されましたので、総会へ提案します。</p> <p>次は、議案第3 5 号から第4 3 号までを一括議題とします。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
稲 嶺 総務課長	<p>それでは、<u>3 6 頁</u>をご覧ください。</p> <p>議案第3 5 号 令和5 年度財産の処分ですが、1 番目の財政積立金「1, 000 万円」の処分は、健康啓発事業の経費に充当するための処分です。</p> <p>2 番目の財政調整基金積立資産(1) ～ (5) 及び3 番目のICT 積立資産(1) ～ (3) の処分は、令和4 年度に積み立てた資産の全額を取崩すための処分です。</p> <p>4 番目の減価償却積立引当資産(1) ～ (6) の処分は、各事業で</p>

使用するシステム機器更改等の経費に充てるための処分です。

高 良
事務局 長

続いて37頁をお開きください。

ここからは、令和5年度の予算に関する説明ですが、会計別予算説明の前に「令和5年度 予算の総括」について、ご説明します。

この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。

一番下の全体額をご覧になっていただきますと、令和5年度予算総額は「約4,841億円」で、前年度に対し「約174億円」、3.74%の増でございます。

38頁をご覧ください。

上から、1は、「支払勘定の状況」を再掲、2は「事業費の中で支払勘定の要素の状況」の再掲、3は「実質の事務費・管理費の状況」の再掲です。以上が令和5年度予算の概要です。

次に、各会計予算については、担当課よりご説明いたします。

稲 嶺
総務課 長

それでは、39頁をお開きください。

議案第36号から第43号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第36号の歳入2款 手数料は、こども医療費助成事業の対象年齢拡大に伴う増額、6款 繰入金は、共通経費を縮小したこと等による減額、7款 医療費助成事業受入金は、歳入2款と同様の理由による増額、

次に40頁をご覧ください。

歳出2款 総務費は、職員の貼付け会計の変更及び光熱費等の増による増額、5款 諸支出金は、特別会計において次期国保総合システムの機器更改経費等に充当するための増額、6款 医療費助成事業費は歳入2款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「63億2,608万1千円」で、前年度より「12億9,662万6千円」の増額となっています。

大 城
事務局 次長

41頁をお開きください。

議案第37号、「業務勘定」の歳入では、1款 手数料は、新型コロナワクチン接種事務費の減額、2款 負担金は、電算機器調達関連の減額、7款 繰入金は、次期国保総合システム開発負担金等へ充てるための増額、9款 諸収入は、保険者用の次期国保総合システム用業務端末購入費用受入れに伴う増額です。

次に42頁をご覧ください。

歳出5款 事業費は、次期国保総合システムの機器購入及び導入経費等の増額、6款 積立金は、財政調整基金積立資産等へ積み立てるための増額、7款 諸支出金は、歳入7款と同様の理由による増額です。

喜友名
審査管理課長

以上のとおり予算総額は、
「17億8,845万1千円」で、前年度より
「2億7,638万4千円」の増額となっています。

43頁をお開きください。

「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「1,253億9,999万7千円」で、前年度に対し0.96%の増となります。
次に「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「46億1,600万9千円」で前年度に対し17.3%の減となります。
次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「12億659万5千円」で、前年度に対し20.57%の増となります。

大城
事務局次長

44頁をご覧ください。

議案第38号、「業務勘定」の歳入では、1款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、4款 繰入金は、次期国保総合システム開発負担金へ充てるための増額です。
歳出では、1款 総務費及び4款 事業費は、次期国保総合システムの機器購入及び導入経費等の増額、5款 積立金は、財政調整基金積立資産等へ積み立てるための増額です。

以上のとおり予算総額は、
「8億2,386万5千円」で、前年度より
「1億5,667万4千円」の増額となっています。

喜友名
審査管理課長

続いて、45頁をお開きください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「1,489億4,092万4千円」で、前年度に対し4.9%の増となります。
次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「9億9,717万9千円」で、前年度に対し29%の増となります。

植木
保険者支援課長

46頁をご覧ください。

議案第39号の「業務勘定」の歳入ですが、
6款 繰入金は、KDBシステムのクラウド移行経費等に充てるための増額です。

続いて歳出1款 総務費は、歳入6款と同様の理由による増額、2款 積立金は、財政調整基金積立資産等へ積み立てるための増額です。

以上のとおり予算総額は、
「1億5,709万1千円」で、前年度より「1,419万4千円」の増額となっております。

次に「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」は、歳入歳出ともに、「10億3,045万3千円」で、前年度に対し7.64%の減となります。

比 嘉
介護福祉課長

続いて47頁をお開きください。

議案第40号の「業務勘定」の歳入ですが、1款 手数料は、取扱件数の増による増額、5款 主治医意見書料受入金は、委託件数の増による増額、8款 繰入金は、ICT積立資産の増額です。

次に、歳出1款 総務費は、標準システム端末機器導入による増額、5款 主治医意見書料支出金は、歳入5款と同様の理由による増額、7款 積立金は、歳入8款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「3億8,664万1千円」で、前年度より「2,677万2千円」の増額となっています。

続いて48頁をご覧ください。

「介護給付費等支払勘定」は、歳入歳出ともに、「1,185億9,187万7千円」で、前年度に対し2.2%の増となります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出ともに「26億8,490万8千円」で、前年度に対し9.9%の増となります。

49頁をお開きください。

議案第41号の「業務勘定」の歳入ですが、1款 手数料は、取扱件数の増による増額、3款 繰入金は、ICT積立資産の増額です。

次に、歳出1款 総務費は、システム改修及び機器更改作業費の増による増額、3款 積立金は、歳入3款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「1億4,492万2千円」で、前年度より「3,046万6千円」の増額となっています。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「695億8,700万1千円」で、前年度に対し障害介護給付費は6.0%の増、障害児給付費は15.0%の増となります。

植 木
保険者支援課長

50頁をご覧ください。

議案第42号

歳入1款 健康診査費受入金は、前年度予算に対し1.29%の減となっております。

続いて歳出1款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、「14億9,541万9千円」で、前年度より「2,146万8千円」の減額となっております。

稲 嶺
総務課長

次に、議案第43号をご覧ください。

歳入3款 繰越金は、令和4年度分の諸税を支払うための増額です。

歳出3款 諸支出金は、歳入3款と同様の理由による増額です。

以上のとおり予算総額は、「813万2千円」で、前年度より「41万3千円」の増額となっています。

以上が、令和5年度の歳入歳出予算でございます。

よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

安里 哲好
医師国保理事長

連結決算の収支予算をみて、問題ない、あるいは無理のない予算計画であるとわかるのはどこを見たらよいのでしょうか。
また、剰余金は計上すべきなでしょうか。

高 良
事務局長

一つ目の無理のない予算計画はどこを見ればよいかというご質問ですが、総括表の前年度の予算と対比したうえで、どのくらい増減があるかということをめやすにして見ていただくというところで、他にお示しできる資料はご提供しておりません。

安里 哲好
医師国保理事長

支出は入れていますか。

高 良
事務局長

いえ、今回は予算なので、7月に決算の認定を頂く予定です。

安里 哲好
医師国保理事長

前年度比較で、この程度の変化は無理のない予算計画の範囲だということですね。

高 良
事務局長

はい、そのような見方で進めております。

安里 哲好
医師国保理事長

剰余金に関しては収支やってませんから、今回は出せないということですね。

高 良
事務局長

はい、そうでございます。

古謝 景春
南城市長

できれば、会計別の財政調整基金の残高表を理事にお配りしてください。

稲 嶺
総務課長

はい、承知いたしました。

<「会計別の財政調整基金の残高表」を理事会中に配布した>

議長

お諮りいたします。
議案第35号から第43号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいまの9件は承認されましたので、総会へ提案します。</p> <p>次は、議案第44号「理事会が推薦する「学識経験者」について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
稲 嶺 総務課長	<p>それでは、51頁をお開きください。</p> <p>議案第44号については、現在の理事は、令和5年3月をもって任期満了となりますので、本会役員選任規則第2条及び第3条に基づき、理事会が推薦する「学識経験者」についてご審議いただくものとなります。</p> <p>また、この「学識経験者」について、理事会申し合わせ事項に基づき、理事の皆さまへ推薦依頼を行ったところ、石嶺理事長及び座嘉比常務理事の2名の理事から本会の現事務局長である高良昌英氏の推薦があり、その他には推薦がございました。</p> <p>よって、高良昌英氏を次の学識経験者理事として理事会から推薦してよいかお諮りするものでございます。</p> <p>それでは、推薦された方（高良昌英氏）の資料を配布しております。資料は、職歴書と推薦をされました理事2名からの推薦理由一覧です。</p> <p>なお、本日欠席の理事4名からは、書面にて「賛成」の回答がございましたことをご報告いたします。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>審議の公正を期すため、高良昌英君の退室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">＜高良昌英氏（事務局長） 退室＞</p>
議 長	<p>それでは、ご意見がありましたらよろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">＜ 進行の声あり ＞</p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第44号について、承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜ 異議なしの声 ＞</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、理事会が推薦する学識経験者理事は、高良昌英君に決定します。</p> <p>それでは、事務局は高良昌英君を入室させてください。</p> <p style="text-align: center;">＜高良昌英氏（事務局長） 入室＞</p>
議 長	<p>ただいま、議案44号の議案を審議したところ、次の学識経験者理事に高良昌英君を推薦することに決定しました。</p> <p>では、本人から挨拶してください。</p>

＜高良事務局長 挨拶＞

議長 長 次に、52頁の議案第45号「役員の選任について」を議題としますが、本件は人事案件で推薦団体の推薦に基づくものでありますので、質疑を省略して「推薦団体から推薦のあった者を総会に提案することとして、そのまま承認してよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

議長 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号は承認されましたので、各団体及び理事会から推薦のあった者の氏名を入れて、総会へ提案します。

次に、53頁の議案第46号「事務局長の同意と任命について」を議題とします。

事務局から説明してください。

高良事務局長 それでは、議案第46号について、ご説明します。
今年の3月31日をもって、事務局長の私が定年退職となります。
事務局長につきましては、本会規約第30条第2項に基づき理事会の同意を得て、理事長が任命することが規約に定められております。
次期事務局長の人選に際しては、理事長、常務理事とご相談した結果、現事務局次長の、大城博之 君が適任であるとして本理事会へご提案申し上げたものでございます。
以上、よろしく申し上げます。

議長 長 事務局の説明が終わりました。
次の事務局長として大城博之 君の提案がありますので、審議の公正を期すため、大城博之 君の退室を求めます。

＜ 大城博之氏（事務局次長）退室 ＞

議長 長 ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

＜ 進行の声あり ＞

議長 長 お諮りします。
議案第46号について、理事会の同意を得て次の事務局長に任命することに異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

議長 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号は、承認されました。
それでは、事務局は大城博之 君を入室させてください。

＜大城博之氏（事務局次長）入室＞

議長 長 議案第46号の審議の結果、理事会の同意を得ましたので、理事長として次の事務局長に大城博之 君を任命します。
それでは、せっかくですので本人から挨拶してください。

＜本人挨拶＞

議長 長 次は議案第47号「令和4年度第2回通常総会の招集について」事務局から説明してください。

稲嶺 総務課長 それでは、54頁の議案第47号「令和4年度第2回 通常総会の招集について」ですが、2月16日木曜日に沖縄県市町村自治会館において開催を予定しています。

なお、提案する案件は、専決報告事項11件、議決事項22件となっています。当日は、他の団体の総会等も予定されていますが、日程については、56頁の表のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

なお、総会への出席もよろしくお願いいたします。

次は、協議事項「新会館建築について」を協議します。

座嘉比常務から、説明してください。

座嘉比 常務理事 この協議事項「新会館建築について」は、私が多く関与しておりますので、私から説明いたします。

本日は、初めて参加される理事がいらっしゃいますので、お配りしたA4一枚紙の「資料2 その他の協議事項」をご覧になりながら「これまでの経緯」から、ご説明いたします。

「理事会で承認された事項」に記載してありますが「新会館建築について」は、①で、平成26年3月と平成29年8月の2度、当時の理事長でありました古謝南城市長から、現在、駐車場として使用している隣地（約640坪）を会館建替え用地として、沖縄県知事に対し譲渡要請をしました。

②は、沖縄県から本会に対して譲渡することが決定したこと、価格が「5億7,650万円」であること、また、契約と納付期限が令和2年3月末であること、の通知が届いたことから、同年2月の理事会及び総会において購入することの承認を得ております。

③は、令和3年7月の理事会において「新会館建築に向けた」「基本構想・基本計画」の策定のため、専門業者（コンサル）に対し、業務委託に向けた作業を着手する事について承認を得ております。

以上が理事会で承認された事項となりますが、「新会館建築について」は、前回、令和4年7月の理事会においても「理事会で情報提供した事項」があります。

これから協議する「その他の事項」に、関連しますのでご説明いたします。

前回の理事会において、私から「新会館建築に向けて」は、本格的な協議開始の前に、記載されている④の「取得した土地の処分（転売）はできるのか」と⑤の「建築資金の積立計画はどうするのか」の「二つの課題」があることを説明しました。

1つ目の④の課題について、事務局としては、新会館を建築する際の費用は、市町村の皆さまに可能な限り負担を求めない方法を模索しておりまして、民間資金を活用した「PFI方式」、また、現有地への建て替えだけではなく、条件によっては現有地を処分し、その利益を活用した移転による建築も含め、あらゆる手法を検討してまいりました。

ところが、沖縄県から譲渡した土地は、会館建替えのために譲渡したものであり「その土地を譲渡することはできない」と申出があり、数回にわたり沖縄県と協議した結果、※印に記載してあるように、沖縄県に「土地の譲渡（転売）に関する権限はない。」ことの確認ができたことから、前回の理事会では「現有地の譲渡利益を活用した計画もひとつの選択肢になった。」ことを理事の皆さまへ情報提供したところであります。

そのため、理事の皆様からは「現有地を処分した利益で、建替えた方が財政的には良い。」とのご意見、また、「候補地が複数あれば、比較検討する資料が必要である。」さらに「候補地の提案を求めるのであれば、理事となっている市町村だけではなく、全市町村に周知すべきであると思うが収拾できるのか」とのご意見、また、「将来的に見て現有地の資産価値が上昇すると思う。民間資金を活用するにしても現有地の方が良い。」などのご意見がありました。

また、前回の理事会においては、次の⑤「建築資金の積立計画はどうするのか」についても情報提供してあります。

本会は公法人でありながらも、市町村からいただく手数料の収入に対しては、利益があれば法人税の課税対象となり、「建築資金の積立」においては、法人税との関係で積立計画が難しい団体であることを説明しました。

一方で、※印に記載してあるように、国保中央会と国税庁との協議により、明確な積立目的・積立額等の根拠を整備すれば、「課税対象

とならない費用として計上可能である。」との回答があったことから、今年度、令和4年度分から、資金積立ができるよう「第2回通常総会」の議案として、提案する方向で進めていくことについても説明しました。

先程、協議いただきました「議案第26号・27号」がその議案であります。

更に、先程もご説明しましたが、別の理事からは「新たな建築候補地の提案を求めるのであれば、理事となっている市町村だけではなく、全市町村に求めるべきであると思うが収拾できるのか」と、ご意見がありましたように、事務局としても、収拾できなくなる可能性はありますが、理事の皆さままで協議し決定していただきたいと思いません。事務局は、その決定に従い進めて参ります。

本日の協議事項として、⑦に記載してありますが、本日、協議していただきたい案件は次の2点です。

黒丸のひとつ目、一点目は「新会館建築のための土地」を新たに市町村等に求めるべきか、についてです。

二つ目の黒丸、2点目は、求めるのであれば「全市町村」に対して行うのか、或いは「地域を限定」して求めるべきかの2点です。

因みに、「新会館建築のための土地」を求める場合、事務局としては、※印に記載してある次の条件を全て満たす必要があると考えております。

⑧の、「安価な土地であること。」これには、 現有地を処分した利益で建築費を賄う目的があります。そのため「利益の30%相当の税金を支払おうとも建築費が捻出できる安い土地」である必要があると考えます。なお、土地の価格等の調査については、後日、コンサル業者に調査をお願いする予定です。

⑨は、交通、地域等の利便性が良いこと。であります。本会の基幹事業である審査支払事業においては「審査委員会の先生方（ドクター）57名を確実に確保する必要があります。」

また、医療機関等の関係者が多く出入りする状況があること。更に、民間資金（PFI等）を活用した「余剰床」から賃料（家賃収入）を得ることを想定していることから、交通の利便性の良い、本会（那覇市）に近距離の市町村に限定する必要があると考えます。

⑩は、敷地面積が「2,000坪程度」あること。これは、現在、うるま市にある「後期高齢者医療広域連合」の事務所が老朽化のため移転計画があります。同連合長から本会「石嶺理事長」に入居の打診があることから、本会及び同事務所職員等の駐車場を整備する必要がありますので、現有地「約1,000坪」の2倍程度の広さが必要であると考えます。

⑪は、指定した期日までに「所有権移転が確実にできる土地」であること。

⑫は、本会が計画する「新会館」が建築可能な用途地域であること。

今、申し上げた⑧～⑫の5つ条件が現時点における、事務局で考えている最低限・必要な条件であると考えます

これから理事の皆さまで協議していただきますが、ご意見があればよろしくお願ひいたします。

古謝 景春
南 城市長

本件につきましては、平成26年度に640坪の土地を買い上げる当初から、この建物の建替えについては、市町村からの負担は無しで建てるようにすべきだと思っております。これは私が、土地改良事業団体連合会の会長もしております、そちらも3階を県に貸して、約1,000万円近くの賃料が入ります。今の自治会館もそうでありまして、側の研修センターも市町村の負担金は無しで、宝くじの収益で作って、また収益を得るべきだと、駐車場も作って、これも700万円ほどの収益が入るような形となっております。そのような経営的視点でやっというところ、この会館につきましてもやはりそろそろ建替えをしなければならないということで、土地を売却して、建物の建築費用も賄うべきではないかと私も理事を離れてからも考えておりました。

今回、我が南城市にたまたま南部東道路が建設される予定で、その近くに土地がないかと、そうしましたら役場の近くにいい土地があり、そのようなことも含めて検討しておりますが、これは、南城市に、ということではなくて、一つの候補として皆様にここだったらいいなというようなことがあれば私もまた知人友人にそのようなことも話しながら、できるかどうかも含めて検討したいということで、職員に話しております。土地の値段は10倍くらい上がっております。特に学校を移設したときは、3万から4万くらいだったものが、40万くらいになっているんですね。そういう中でこの土地がいくらするのかなどは未定でございますけれども、検討して頂いて、それに見合う価格であれば、大変いい場所でございますので、ご検討をお願いいたします。以上でございます。

座 嘉 比
常 務 理 事

古謝南城市長、ご説明有り難うございます。

⑥に記載してあるように、本日の理事会では、「新会館の建築場所」を決定する必要はございません。理事会の公平性を担保するため、「新会館の建築場所」の決定までの「プロセス」を理事の皆さまにお諮りするための協議となります。

資料2の説明資料の、一番下の⑬の※印に記載してありますが、コンサル業者に確認しましたところ、複数の建築候補地がある場合、建

築地を決定するための比較資料を作成するため「市場調査」等に、2カ月程度の期間が必要とのことでありますので、建築場所の決定は5月上旬の臨時理事会、または7月の理事会において決定する予定であります。

繰返しますが、本日は、これまでの私の説明に対するご質問やご意見、本会が「新会館建築のための土地」を市町村に新たに求めるか、市町村に求めるのであれば範囲を限定するのか、の2点のみ、協議し決定していただきたいと思えます。

それと、この協議事項については理事の皆さまから、多くのご意見やご質問があると思われます。

この協議事項については、全て、私がお答えする形で進めてまいりますので、この協議事項の進行については、議長の石嶺理事長から特別に許可をいただいておりますので、私が進行します。

ご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

前泊 正人
竹富町長

購入した土地は640坪ということですか。それであって、新会館建築に求める条件に「敷地面積が「2,000坪程度」であること。(現有地の2倍程度)」とありますが、ということはこちらではここも合わせてその程度になるということですか。

座 嘉 比
常務理事

はい。

前泊 正人
竹富町長

もう1点、交通の利便性がいいこととありますが、これは誰に対しての利便性なのかですね。職員の皆さんなのか、こちらに来られる方なのか、どういう頻度で県民の方が来られるのかということも併せてお願ひします。

座 嘉 比
常務理事

本会の基幹業務は審査支払業務として、審査委員のドクター57名を確実に確保する必要がございます。この先生方は那覇市近郊にほとんどが勤務しておられて、まず、第一に先生方の確保が目的でありますので、先生方の交通の利便性、そして、連合会には毎月多くの医療機関の関係者が出入りしますので、次に医療機関、介護福祉事業所関係者の利便性、そして職員の利便性にもなるかと思えます。そして、後期高齢者医療が同居するということがございますので、その職員の利便性も考慮しなければいけないと考えています。

仲間 一
金武町長

確認させてください。

これまでの経緯の中で③「基本構想・基本計画」策定というのが令和3年7月に承認を受けたということですが、③「基本構想・基本計画」の中に敷地というのは記載されていないのでしょうか。それと②では譲渡価格「5億7、

650 万円」は理事会や総会で購入の承認を受けたということで、新会館建築はこの場所にするというものがあったような記憶があるんですけども、新会館建築場所が決定していないというのに引っかかりがあって、購入目的というのは理事会でも、場所が手狭だから隣の県有地を購入して、この場所に建築していきたいというのが、理事会であったように記憶していますが、この2点お願いします。

座 嘉 比
常 務 理 事

仲間金武町長がおっしゃったとおりなんですけれども、県からこの土地を購入する際には、会館の建替え用地として購入いたしました。そのため、理事会皆さま方はこの場所に作ると認識していたと思います。総会でもそのような認識をしております。ですが、古謝南城市長から提案があったとおり、この土地を売却した利益で建物を作るというのも一つの手法だと思います。ただ、利便性を考えたときに南城市の方がいいのかというのは事務方では判断できないものですから、ここはコンサル業者の比較検討表を見ながら理事の皆さまに決定していただくかと考えております。

仲間 一
金 武 町 長

ありがとうございます。

総会で土地購入の承認を受けるときに、5億7,000万円余りの金が動くということは多分その中で、この場所に建築すると説明したと思っております。違う場所にする場合は、改めて総会の場で、この経緯含めて、新会館建築が、この協議事項にある面積では足りないという根拠を示す必要があるんだろうと、これが理事会の総会に対する責任だろうと思っております。

同時に午前以後期高齢者医療広域連合の議会がありまして、そこで一般質問で新会館建築状況の質疑がありました。決定はしていないんですが、色々な場所で協議は進めているということもありました。おっしゃったように、国保連合会が新たに作るであろう新会館に借りられるといいなと事務方の方から、議会ではなくて、休憩中にありました。先ほど、冒頭であったように新会館については、PFIを利用して、複合施設というのも経緯の中で聞いた記憶があるんですね。そのため、新会館建築については、経緯を大事にして、説明責任を総会などに話していくべきだろうと思っております。これは理事会の責任だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

座 嘉 比
常 務 理 事

はい、ご指摘ありがとうございます。

仲間理事の方から、「基本構想・基本計画」に敷地面積のことが書いてあるのかというご質問があったんですけども、実は「基本構想・基本計画」は今から業者の方に委託をしていく準備をするもので、令3年7月の理事会でお諮りしたものは「基本構想・基本計画」の策定を業者に委託してよいですか、という承認を得たということでやっています。

新型コロナウイルスの感染状況等がありまして、業者の方もなかなか対応できないというのがありまして、進行が遅れているのですが、

最近になって業者と進めているなかで、可能であれば3月中にプロポーザルを開いてやるのか、そういう形で進めている状況でございます。

この理事会では、今提案しているように、候補地を市町村に対して求めるのかというのを決めていただきまして、候補地が複数あった場合には、次の理事会、臨時理事会若しくは7月の理事会で協議をして、これで理事の皆さまが決定したことに従って、事務局は進めていくんですが、この時に総会の中では、経緯として丁寧に説明したほうが良いというのがありまして、その辺りも含めて、今日の理事会では協議をしていただけたらと思います。

仲間 一
金武町長

ありがとうございます。

参考までに、後期高齢者医療広域連合の議会は、41市町村の代表で構成されているということ、また職員も各市町村から派遣されている職員となっていますので、その辺りもご配慮お願いいたします。

座 嘉 比
常 務 理 事

わかりました。後期高齢者医療広域連合長と石嶺理事長とは一度お会いをして、こういう方向性で動きますよという形で同意は取っています。あちらの事務局長とも同意を取ってしまして、具体的に何らかの形で後期の議会の方にも理事長の方から報告をして、了解をもらうという手続きが必要だと考えています。そのように進めて参ります。

安里 哲好
医師国保理事長

先ほど、座嘉比理事からもお話ありました、手狭なのか、という話ですよね。現在の土地と獲得した土地が何坪で、建坪をどのくらいに作る予定なのか、作った際にこの面積で駐車場など利用できるのか、何階建てにするのか、そういうことも踏まえて手狭なのか。まず、ある資源を有効活用するということだと思っんですね。加えて、資金に関しましては、50%積立ですから、数年間積み立てれば目標達成するわけですよね。残りの50%をいかに返していくかという、貸してその収入でやっていくのか、例えば、建物を貸したいというのであれば、大きく作ればいいと思いますし、あるいは含み資産を考えるのであれば、坪90万で買った土地が、おそらく10年もしないうちに200万くらいになるんじゃないですかね。そうすれば、含み資産もたくさんになって、借入金もそれで相殺できて、経営的には何にも問題ないと、推測ですが思います。

あとは手狭なのか、また交通の便は今まで同じように使われてきている訳ですから、それもどうかと思って、もうちょっと詳しい背景がわからないと、現地で手狭だから次の所に移転しようという話なのか、移転先で有効的に使ったら、借入金なしでできるという話なのか、という感じですね。

座 嘉 比
常 務 理 事

はい、お答えします。

今の建物に関してはかなり狭くなっております。建替えるとなると、この辺りの用途地域は住宅地ではなくて商業地になっていきますから、ご覧のとおり向かいには 10 階建て以上の建物がありますので、高層ビルを作れば十分広さは確保できます。これは、国保連合会と後期広域連合が同居しても、なお上の方に余剰床を作って民間の企業を入居させて、不動産収入を得ることもできます。ただ、駐車場という問題については、敷地的にこのくらいしかないものですから、隣に立体駐車場を作れば十分対応できるかなと思っております。ここで作る時には当然、民間資金 P F I を活用した方法になるかと思えます。今回、ここを売却して他で建替えるということについては、この土地を売却した利益と他の土地購入の差の利益をもって、民間資金の活用をしなくても建替えられるのではないかという、古謝南城市長の提案でございまして、この部分については次の理事会において、詳しくご説明いたします。コンサルの方にどこに作った方がよいのか、ここに建替えた場合のメリット、デメリット、新しい土地に作った場合のメリット、デメリットの比較対照表をコンサルに作っていただいて、次の理事会の中で、理事の皆さまに決定して頂くということを考えております。事務局としては、そう思っていますということではあるんですが、決定権はあくまでも理事の皆さまにあるわけですから、そのように進めていこうと考えております。ですから、本日は建築場所の決定ではなくて、新たな候補地を市町村に求めるのかということ、理事の皆さまが求める必要はないよというのであれば、南城市の古謝市長が提案している場所と今の場所の比較対照表の作成だけで進めていこうかなと思います。そこを理事の皆さまに判断して頂きたいという提案になっております。

古謝 景春
南 城 市 長

南城市と言ったんですが、私は南城市にこだわっているわけではないので、南風原町や八重瀬町の、いわゆる高速道路のインター付近に安価な土地があれば、ここを売却した利益で全部、建物も土地も買えるくらいのことができるのではないかと、たまたまそこに土地があると言ったんですが、南城市にこだわる必要はないです。このインターの近くであれば、本島北部からもすぐ行けるという状況になるわけですから、またここからでも 15 分程度で行けるような状況になるということになるわけですから、その建築費をどうにか駐車場も含めて大きく取れるような状況になるといいと。南城市だけは考えないでください。便利になる所にそれをやるべきではないかと、たまたまそのような話があって、探したらいい土地があったと言ったわけですから、その辺をご理解していただけたらと思います。

赤嶺 正之
南風原町長

1 件だけ確認させてください。5 億 7, 650 万円で県から買った土地を、売った場合、税金はかからないですか。

座 嘉 比
常務理事

利益については 30%程度の税金がかかります。

座 嘉 比
常務理事

理事の皆さま、今日の協議事項の、市町村に他の候補地を求めるのか、というのをお願いします。

仲間 一
金武町長

5 億 7, 650 万円の土地購入の時に、理事会、総会で承認を得ているということは、総会でもここに建てるというように認識していると思うんですね。そこから辺を正確に地ならししていかないと、次に行けないと思うんですよ。5 億 7, 650 万円で買った根拠は前と違いますよとなりますので、総会において、一回地ならしする必要があると思います。

座 嘉 比
常務理事

今回の総会において、今、仲間町長がおっしゃったように地ならしをするというニュアンス的なものをやるということによろしいですか。

仲間 一
金武町長

やらないと理事会だけで場所を移したという印象をもたれることがあると思いますので、この辺りは全保険者に説明して白紙に戻したうえで、新会館の場所を求めますよということをやらないといけなと思います。

安里 哲好
医師国保理事長

移す理由も必要だと思いますよ。手狭だと、どうしてもここでは無理だと。これが一番だと思いますよ。建設資金というと含み資産がございますから、相殺されるとか、それから 5 千億の仕事がされている訳ですから、0.01%をみんなが頑張っって浮かそうと思えばすぐ建設資金の半分は作れます。ですので、建設資金の心配はいらなですよ。問題は、ここで運営事業はできないというのが一番の問題ですから、バックボーンとなる面積などを提案して頂きたいと思います。

座 嘉 比
常務理事

わかりました。今、医師国保理事長の安里理事がおっしゃった所なんですが、今の建物は手狭というのは皆様には報告はしています。建替える時には、この手狭な部分は解消しますよと、そして後期高齢者広域連合が同居するような形のものを作りますよということについては、皆さまわかっていらっしゃるのだと思っています。建築資金の求め方なんですよ。古謝市長がおっしゃるとおり、この土地を売って、安価な土地を購入することによる利益を建築資金とするのも一理あると思います。ここで建替えるのであれば、高層ビルを作って、民間資金を活用して、民間企業が入居して家賃収入で運営していくという手もあるかと思っています。

金武町長の仲間町長がおっしゃったように、総会の中では、建替えるために買ったんだと、であれば、ここに建替えるべきではないかと

赤嶺 正之
南風原町長

いう意見を持っている市町村も確かにあると思います。こちら辺については、次の総会がありますので、総会で経過を報告して、また改めて持っていくという形をとるのか、あるいは、ここに建替えるんだという同意を求めるのか。今日すぐ判断はできませんので、理事長と調整をしながら進めていってよろしいですか。

金武町長がおっしゃったように、総会の中で、隣の土地を買ってここで建替えようと、5億7千万円という資金を都合したわけですね。それを予定していたんですけども、ちょっと待てよと、この土地は単価的にも高いからそこを処分して、転売すれば建築費用を十分賄えるよという案が出てきているということですので、それはどうしますかということですね。ですから、先ほど金武町長がおっしゃったように、いったん総会で、先の決定を説明して、もちろんここも候補地ですけども、転売することによってそれだけ予算もできるわけですから、その予算でもって建築することで国保連合会や各市町村の負担が軽減されますよという説明をしながら、ここに建築するということを白紙に戻すと言いますか、そのような手続きを取らなければならないんじゃないかと、私も金武町長の意見には賛成でございます。

座 嘉 比
常 務 理 事

わかりました。
他のご意見はございますか。

古謝 景春
南 城 市 長

そういう意見がありますから、私は南城市でなくてもいいと思います。そのままここでいいと思います。プラスになるのではないかという意見ですから、それをこういう形で意見が出るのであれば、検討する必要はないと思います。

座 嘉 比
常 務 理 事

わかりました。古謝市長からそのようなお話がありました。今から総会でそのような手続きをとると余計混乱が起きると思いますので、建替えについては現有地に建替えるということを理事会で再確認したということによろしいですか。

安里 哲好
医 師 国 保 理 事 長

ですから、土地は何坪あるのか、そこに何階建ての建物を建てるのか、それでほとんど問題なくて、ここで運営できると。加えてどこかの事業団が入ってきてそれでも問題ないという結論は出ているんですか。

座 嘉 比
常 務 理 事

建替えるという部分については、結論は出ています。場所についてが具体的になかったものですから、理事会の中で再確認をしたという形をとらせてください。

議事録の中で、理事の皆さまに現有地で建替えるという確認をとったと議事録に残したいのですが、それでよろしいでしょうか。

では、理事長の方から再度お諮りくださるようお願いできますか。

議 長

只今の件につきましては、南城市長から提案もありましたが、過去の経緯など協議した結果、当初の案どおり現有地で進めていくということを経理で確認したということですのでよろしいでしょうか。

＜ 異議なしの声 ＞

座 嘉 比
常 務 理 事

ありがとうございます。では、そのように進めていきます。
次に、情報提供がありますが、理事の皆さまお時間大丈夫でしょうか。

座 嘉 比
常 務 理 事

「資料3 情報提供」をご覧ください。

1点目の情報提供は「普通調整交付金の乖離に係る沖縄県国保への財政支援要請」についてであります。

本県の国保財政が赤字となる大きな要因は「前期高齢者交付金」が「全国平均の半分以下しかない。」ことが要因であるとして、これまで沖縄県や県内の関係団体で、国へ財政支援要請して参りました。

今回、沖縄県へ交付される「普通調整交付金」、普通調整交付金とは、都道府県間の財政力の不均衡を調整するための交付金のことですが、表にあるように国保の財政運営が都道府県単位へ移行した平成30年度から令和4年度までの5年間に亘り「国の推計値」と「実際の交付額」において大きく乖離し、5年間で「82億円の財源不足」が発生していると、1月初めに沖縄県から連絡がありました。

市町村長の皆さまへは、「沖縄振興会議」において、沖縄県から説明があったと思いますが、そこで、「沖縄県」と「本会（国保連合会）」、関係団体である「県市長会」及び「県町村会」で協議した結果、4団体の連名で、別添、次の頁の「要請書」のとおり国へ財政支援を要請することとなったので情報提供します。

要請日は「2月8日」、要請先は当初「加藤厚労大臣」を予定しておりましたが、本日、沖縄県より本田顕子政務官となったと連絡がありました。

要請代表者は、「沖縄県の池田副知事」「本会理事長の石嶺読谷村長」「市長会会長の桑江沖繩市長」「町村会会長の宮里座間味村長」の4名での要請となります。

2点目は、銀行の振込手数料についてであります。

理事の皆さまの市町村においても、銀行の振込手数料については指定金融機関などから「引き上げ」の相談があるかと思えます。

本会においては、現在、月額「30万円」を固定額として、年間「360万円」を「琉球銀行」「沖縄銀行」の2行へ、「計720万

円」を支払っておりますが、メインバンクである「琉球銀行」から、毎年のように値上げ要請がある状況であります。

「琉球銀行」によりますと、本来の正規の手数料で計算した場合、本会の手数料は「約3,000万円」であるとして、同額程度の支払いを求めています。

銀行からの要請に対する「本会の対応」としては、振込依頼は紙では無く、データで提供していること。

また、銀行側に負担が無いよう、これまでの銀行側からの訪問を取りやめ、逆に、本会職員が銀行窓口へ出向いていること、更に、本会は会員である市町村の同意を得る必要があること、などの理由を付け、現在まで、手数料の引き上げについては応じていませんが、何時かは応じなければならない状況があります。

「今後の対応」としては、来年度から引き上げることはありませんが、仮に令和6年度から、引き上げを求められた場合、可能な限り、本会の事務改善など内部努力で対応したいと考えておりますが、大幅な引き上げとなり、内部努力で対応できない場合においては、誠に申し訳ありませんが、手数料や負担金の増額について、来年度において、相談させていただきたいと思っております。

以上が私からの情報提供であります。

議長

他にご意見等はございますか。

古謝 景春
南城市長

先週の市町村等の意見交換会でもお話をしたんですが、この普通調整交付金は沖縄県においてはプラスになる要因はあってもマイナスになる要因はないんですね。いわゆる高齢者の人数や医療費の高騰、所得水準は低いわけですから。それが削減されるということは、国推計値から126億円も差額が出ている訳ですよ。それを追加で国補填で44億、82億の財源不足ということ。これはしっかり係数の計算の仕方では我々の沖縄県が下がるのはおかしいという意見を言って、それで国会議員にも後方支援を要請して、しっかりそれを確保すべきではないかなと私は思っております。このように減らされているということが腑に落ちないので、これは要請においてもしっかり理論武装して訴えてください。お願いします。

座嘉比
常務理事

わかりました。南城市長がおっしゃったことはごもっともだと思います。普通調整交付金が5年間連続して、国の推計値から引き下がったというのは沖縄県だけ、一部大阪府などは前年度は引き下がった、でもその前の年は国の推計値よりも増えているというバランスでして、5年間そのようなことがあったということですから、国に対してもこの計算式の開示を求めながら対応するように県の方には申し出ております。そのように考えおります。

座 嘉 比
常 務 理 事

私の方からお願いがあります。次回の役員の体制が決まりました。総会で決定してきます。次回の理事長なんですが、連合会は各地区の代表理事で理事長をして頂くとなっております。北部地区からは仲間金武町長、中部地区からは石嶺読谷村長、南部地区からは知念那覇市長、そして宮古・八重山地区からは伊良皆多良間村長が代表理事となっております。この代表理事からお一人を理事長として、三人を副理事長とすることになっています。今回は、事務方としては石嶺読谷村長をそのまま理事長を継続していただいて、その他の3人の理事を副理事長としたいのですが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

私は3月で退任となりまして、理事会は最後となります。

私は平成29年に就任いたしまして、3期目で6年を迎えることとなります。以前は那覇市の職員として、前期高齢者問題を国へ要請するという都市国保の会長を務めておりまして、その頃に古謝南城市長が理事長の時に常務理事に就任したというところでありまして。当時、南城市長からありました私の使命なんですが、沖縄県の赤字、市町村国保の当時3,000億円しかない税金の中で120億近くの赤字がございました。これを当時、古謝理事長とともに毎年国へ要請して、令和2年度には20億くらいの赤字に改善しております。令和3年度には増えまして、30億になっております。そのような形で、理事の皆さま、そして職員の協力を得ながら、無事私の職責は果たせたのかなというように思っております。私の後任として今日、全員一致で現事務局長の高良が私の後任になるんですが、彼は全国の事務局長会議でも自分の考え方を発言して、かなり勉強家で、そして連合会業務に精通している職員だと私は思っております。高良常務理事になって以降は、市町村の保険者支援に更なる力を入れていくはずですから、新しい高良常務理事と職員への協力を理事の皆さまへお願いして、私からの最後のご挨拶といたします。

これまで本当にありがとうございました。

議 長

座嘉比さん、大変お疲れ様でした。

他にご意見は、ありませんか。

特に無いようですので、これで、理事会の全日程を終了します。

司 会

石嶺理事長、ありがとうございました。

以上をもちまして「令和4年度第3回理事会」を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

令和4年度第3回沖縄県国民健康保険団体連合会理事会の議事録について、
沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

金武町長

仲 剛

与那原町長

照 屋 勉